

みどり市請負業者選定委員会規程

平成18年3月27日

訓令第36号

(設置)

第1条 みどり市が発注する工事、測量、設計、工事管理及び各種調査並びに物件の製造及び購入に係る入札業務の公正な執行を図るため、みどり市請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を調査し、審議する。

- (1) 競争入札参加者の資格審査及び級別格付に関すること。
- (2) 資格の取消し等に関すること。
- (3) 指名競争入札に参加させる者を選定すること。
- (4) その他市長から諮問された事項

(組織)

第3条 委員会は、副市長を委員長とし、総務部長、市民部長、保健福祉部長、産業観光部長、都市建設部長、教育部長及び財政課長をもって委員とする。

(平23訓令9・全改)

(委員長)

第4条 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が定めた順序により、委員がその職務を代理する。

(運営)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

2 会議に付する案件は、審査に必要な資料を添えて主務課長から財政課長を経て委員長に申し出るものとする。

3 委員会は、委員の過半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

4 会議の決定は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 説明の必要上、主務課長のほか、関係職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部財政課で処理する。

附 則

この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第7号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年4月1日訓令第10号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月19日訓令第6号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年3月22日訓令第9号)

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。